

## 令和4年度 市長車運行管理業務委託仕様書

### 1. 運行業務

- (1) 市長車の運行時間及び行程は、魚沼市（以下「発注者」という。）があらかじめ指定した時間及び行程とする。ただし、別途発注者の指示があった場合はその限りではない。

運行の指定は、毎週水曜日に翌週火曜日から翌々週月曜日までの時間及び行程を指示することとし、指定する時間帯は原則として7時から23時の間とする。
- (2) 受託者は前記の業務遂行のため、車両運行計画の企画及び立案を行う。
- (3) 受託者は車両運行の際、運行前後には車両点検を、また必要の都度車両洗車を行うとともに、発注者が指定した運転日誌に必要事項を記入しなければならない。なお、運行時間の記入は出庫から入庫の時間とする。
- (4) 市長車の年間運行時間は、800時間を見込むものとする。この中には発注者の指示により車両待機が必要となる時間を含む。
- (5) 発注者により（1）にある運行の指定について、緊急的な変更等が必要となった場合は、受託者と発注者で協議のうえ対処する。

### 2. 管理業務

- (1) 受託者は市長車(トヨタ エスティマハイブリッドAERAS SMART)を日常管理するものとし、保管場所は魚沼市本庁舎車庫とする。

市長車仕様：自動車登録番号 「長岡300 む 4273」

登録年月日/交付年月日 平成28年11月7日

車台番号 AHR20-7087676

型式 DAA-AHR20W

- (2) 発注者は、この契約に定める市長車を変更しようとするときは、あらかじめ受託者に通知しなければならない。
- (3) 受託者は、業務の実施中に事故等により市長車が紛失又は棄損したときは直ちに報告書を発注者に提出するものとし、紛失の場合は受託者の責任で原状回復をするものとし、棄損については、受託者が負担するものとする。
- (4) 市長車の日常点検及び整備等は次のとおりとする。燃料・潤滑油等費用、消耗品類等費用、定期点検費用及び修理費用は発注者の負担とするが、受託者が一旦支払い、発注者に毎月毎に請求することとし、発注者は実費相当額を受託者に支払うものとする。なお、日常点検及び洗車費用は受託者の負担とする。

また、発注者の指示により発生した特別な料金（駐車料、有料道路使用料等）についても、受託者が一旦支払いを行い、発注者に別途請求するものとする。

- ① 日常の保守点検（運行前後点検等）
- ② 清掃、洗車、ワックス掛け等
- ③ 燃料、潤滑油及び消耗品等の補給
- ④ タイヤの交換、タイヤチェーンの脱着
- ⑤ 消耗品及び備品の保管

⑥定期点検の発注

⑦修理全般

(5) 管理車両運行時の事故処理全般

(6) 自動車保険（任意保険）に関する事項

(7) 自動車損害保険請求の事務手続きの代行

### 3. 社内規則及び自動車管理責任者

(1) 受託者は、業務を行うに当たっては関係諸法令を遵守するとともに、業務に携わる者の指揮監督及び教育指導を行い、規律及び風紀を維持し善良な管理者の注意をもって業務を実施しなければならない。

(2) 受託者は、社内規則等(運転手心得等)をあらかじめ発注者に通知する。

(3) 受託者は、運行・管理業務(以下「業務」という。)を行うため自動車管理責任者を定め、あらかじめ発注者に通知する。

(4) 自動車管理責任者は、受託者の業務実施の責任者であり、発注者の連絡等を受け、担当者に対する日常業務の指示、指揮監督を行う任に当たる。

### 4. 担当者

受託者は、業務を行うため担当者を定めることとし、その担当者は普通二種免許を有する専任の担当者とする。ただし、労働関係法令及び社内規則等を遵守するなかで、やむを得ない場合はこの限りではない。

また、担当者は車両運行の際、常に発注者と連絡がとれるようにしておかなければならない。

### 5. その他

(1) 受託者は、上記4の担当者を、発注者があらかじめ指定した時間外に他の業務に就かせることは差し支えない。

(2) 宿泊を伴う運行に要する運転手の宿泊経費は、年間2回まで受託者の負担とする。ただし、宿泊を要する運行が3泊を超えた場合及び3回目以降の宿泊経費は、発注者の負担とする。

(3) 受託者は管理車両に、対人賠償保険（搭乗者含む）無制限、対物賠償保険無制限、車両保険（時価評価額〔加入できる限度額〕）の自動車任意保険に加入する。保険料は発注者の負担とするが、受託者が一旦支払い、契約保険料の総額を契約月数で除した額を発注者が受託者へ毎月支払うものとする。端数が生じた場合、初月に含める。また、その加入保険の写しを発注者に提出するものとする。

(4) 受託者は、受託者と第三者の間における紛争及び事故等については、発注者に責任があるものを除きその一切の責任を負うものとし、自動車事故により第三者に及ぼした損害については、受託者の責任で損害賠償するものとする。

(5) 災害その他不可抗力の理由により、発注者又は受託者がこの契約に基づく義務を履行できないときは、これを免責するものとする。

(6) 仕様書に記載のない事項に関しての疑義が生じた場合は、発注者と受託者とで協議のうえ決定するものとする。